

入札公告等の一部訂正

令和7年3月25日付けで公告を行った「7年度日高南部署【東川地区】保全整備（保育間伐等・地拵）第3号」の入札公告等について、下記のとおり訂正します。

令和7年3月27日

分任支出負担行為担当官
日高南部森林管理署 渡邊 淳一

記

1. 入札公告 「1(4)履行期間」の修正

【誤】 契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

【正】 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

以上

【誤】

入札公告(森林環境保全整備事業請負)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

なお、本入札に係る契約の締結は、令和7年度予算が成立し、当該事業に係る予算示達がなされることを条件とします。

本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式【標準型】の事業である。

本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

なお、予定価格を積算するにあたっては、令和7年3月以降適用の公共工事設計労務単価を採用しています。

令和7年3月25日

分任支出負担行為担当官

日高南部森林管理署長 渡邊 淳一

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）を利用できる案件である。

(1) 事業名 7年度日高南部署【東川地区】保全整備（保育間伐等・地拵）第3号

(2) 事業場所 日高南部森林管理署 2065林班は小班外

(3) 事業内容

詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり。

保育間伐（活用型） 168.65 ha

誘導伐 8.30 ha

地拵（大型機械） 4.09 ha

地拵 4.21 ha

素材生産 7,600 m³

検知 7,600 m³

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の素材生産（伐採系の森林整備事業を含む。）の場合は「物品の製造（その他）」、造林（治山事業のうち保安林整備に関する事業を含む。）の場合は「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和4年2月15日）に基づき、素材生産ではAに、造林ではCの両方に格付けされている者であること、又は同資格を有し、同公示に基づき、素材生産ではB若しくはCに、造林ではA、B若しくはDの両方に格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者である

【正】

入札公告(森林環境保全整備事業請負)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

なお、本入札に係る契約の締結は、令和7年度予算が成立し、当該事業に係る予算示達がなされることを条件とします。

本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式【標準型】の事業である。

本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

なお、予定価格を積算するにあたっては、令和7年3月以降適用の公共工事設計労務単価を採用しています。

令和7年3月25日

分任支出負担行為担当官

日高南部森林管理署長 渡邊 淳一

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）を利用できる案件である。

(1) 事業名 7年度日高南部署【東川地区】保全整備（保育間伐等・地拵）第3号

(2) 事業場所 日高南部森林管理署 2065林班は小班外

(3) 事業内容

詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり。

保育間伐（活用型） 168.65 ha

誘導伐 8.30 ha

地拵（大型機械） 4.09 ha

地拵 4.21 ha

素材生産 7,600 m³

検知 7,600 m³

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の素材生産（伐採系の森林整備事業を含む。）の場合は「物品の製造（その他）」、造林（治山事業のうち保安林整備に関する事業を含む。）の場合は「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和4年2月15日）に基づき、素材生産ではAに、造林ではCの両方に格付けされている者であること、又は同資格を有し、同公示に基づき、素材生産ではB若しくはCに、造林ではA、B若しくはDの両方に格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者である